

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：34305

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380067

研究課題名(和文) 欧州人権条約における国家の判決履行義務

研究課題名(英文) State Obligation to execute judgments in the European Convention on Human Rights

研究代表者

前田 直子 (MAEDA, NAOKO)

京都女子大学・法学部・准教授

研究者番号：80353514

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：欧州人権条約においては、人権裁判所による判決の拘束力及び執行の義務が規定されている(46条)。あわせてこの規定では、当事国による判決履行に対する監視を、政治的機関による監督と司法的手続により強化することが図られた。しかし特定的手段での判決履行義務がどこから導かれるのかは明確ではない。人権裁判所判決の履行、特に救済措置の在り方を巡って判決履行に困難を抱える当事国も出現し、単なる履行遅延にとどまらず、強化された人権条約体制への信頼を揺るがす状況にもある。

研究成果の概要(英文)：The European Convention on Human Rights (ECHR) provides that the High Contracting Parties undertake to abide by the final judgment of the Court in any case to which they are parties (article 46(1)). Alongside, the provision articulates supervision of execution of judgments by the Parties concerned (article 46(2)-(5)). This reinforcement consists of judicial and political aspects. The question remains, however, what is legal basis of the obligation to execute of judgments "with the specified measures". The obligation has been developed with the binding of judgments and the existence of supervisory functions. Some Parties have difficulties in executing judgments, and it may lead to spoil credibility to the machinery for implementation under the ECHR.

研究分野：国際法学

キーワード：国際人権法 ヨーロッパ人権条約 判決履行 国家義務

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 欧州人権条約では、欧州人権裁判所「人権裁判所」判決において、権利規定への違反認定とともに、救済措置が具体的に指定される。そして当該判決が「終結判決」となった場合、「締約国は、自国が当事者であるいかなる事件においても、裁判所の終結判決に従うことを約束する」(第46条1項)と規定されている。仮に当該判決が履行できない場合は、判決監視機能を担う閣僚委員会が、人権裁判所に判決不履行について、新たな手続を付託することが可能となる(第46条2、3項)。2010年欧州人権条約第14議定書の発効に伴う本規定の改正に依れば、判決で示される救済の内容が国内的に実施可能であるかを問わず、当事国は、判決不履行についても二重の義務違反の烙印を押されることになれば、締約国の関心や国家的利益は、判決履行に集中することが想定される。

(2) 人権裁判所における、類似事件を一括審査するパイロット手続により、直接的には審査されない大多数の事件については、「先導判決(leading judgment)」が「終結」判決であると位置づけることに、法的問題はないのかは、ほとんど議論されていない。近時、受刑者の選挙権制限に関して国内法改正を要請されているが、国内での立法手続において困難をきたしている英国(*Hirst v UK*(No.2)事件、2005-IX, 42 EHRR 41)では、国内議会から、人権条約の判決の拘束性に関しては規定を改正すべきだという意見が噴出している(下記参考文献〔Hale〕)。欧州人権条約の判決履行義務の法的性質・内容は、履行監視制度の強化により、それ以前の履行義務の概念から変容しているのかが、重要な課題として浮かびあがった。

## 2. 研究の目的

(1) 欧州人権条約制度において、国家に課される判決履行義務が、判決履行手続の強化に

より、法的位置付けや実体的内容について変容を遂げているのかを問うことを目的とした。すなわち、具体的な判決履行事例を調査し、判決履行監視のプロセスにおける国家の判決履行義務の法的位置付けについて、実証的に検討することを目的とした。

(2) 国際法上の判決履行の国家義務と、その前提となる条約機関の権限についての研究は、国家の広義の意味での紛争解決手続への対応を効果的・機能的なものとする一助となる。最終的には本研究の成果が、日本において国連人権諸条約に基づく勧告をどのように履行するかを探る一助となることを目標とした。

## 3. 研究の方法

(1) まずは、欧州人権条約における判決履行監視の手続的枠組について、判決の付与から欧州評議会閣僚委員会における履行認定までのプロセスを分析し、人権裁判所および閣僚委員会側と条約締約国側の、それぞれの判決履行義務に対する法的理解を探った。

(2) 次に、パイロット判決手続において、先導判決(leading judgment)を「終結判決」と位置づけることの法的問題性について、右手続の導入にあたっての議論を、欧州評議会の議事録などを可能な限り紐解き、裁判手続の観点からも欧州人権条約における実行の特徴・特殊性を検証することを試みた。

## 4. 研究成果

(1) 本研究を通じて、欧州人権条約体制における人権裁判所判決の履行に対する義務は、2010年以降の判決履行への監視手続の強化により、その法的意義が重要性を増す一方で、国家の履行義務の発展の基盤となる法的根拠については十分に整理されていないこと

が明らかとなった。

研究の初動段階においては、具体的な事件に照らして、判決とそれに含まれる救済内容、及び、判決履行状況の連関に着目し、判決履行に大きな困難・支障をきたしている事例・当事国のサンプルをいくつか抽出することを試みた。

判決履行に際して、人権裁判所が特定・要請する救済措置が国内的プロセスにおいて履行できていない例として、イギリスにおける受刑者選挙権制限の事例、キプロスとギリシャの間の国家間紛争の事例を取り上げて検討した（後掲 5.（雑誌論文））、（学会発表））、（図書））。

(2)研究目的のひとつである、人権条約の国内実施の観点から、日本における児童の権利条約の解釈・適用過程について、同条約に対する日本政府の解釈宣言の位置付けについて主として国内判例を検討し、同条約の趣旨・目的が適切に反映された実施状況ではないことを分析した（後掲 5.（雑誌論文））、（学会発表））。その他、人権条約違反に対する救済付与が、人権条約機関の判決・決定の履行にどのような影響を及ぼすのかという観点から、犯罪人引渡しに関する事例（後掲 5.（雑誌論文））や人権条約機関の時間的管轄に関する事例（後掲 5.（図書））などについても検討した。

(3)本研究成果の総括については、2016年9月の国際法学会第119年次研究大会にて、学会報告（およびその報告を基に執筆予定の雑誌論文）にて公表の予定である（後掲 5.（学会発表））。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3件）

前田 直子、「外国人の在留管理における児童の権利条約の適用可能性 日本政府の解釈宣言に関する「解釈」をめぐって」、査読有り、『国際法外交雑誌』第113巻第4号、2014年、71-95頁。

MAEDA, Naoko, Reinforcement of the Execution of Judgment of the European Convention on Human Rights: Development and Challenge, 査読無し, *Journal of Law and Politics* (Nagoya University), vol.258, 2014, pp.91-102. (機関レポジトリ: <http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/handle/2237/20937>)

前田 直子、「犯罪人引渡しにおける人権基準の発展 - ヴァイス対オーストリア事件（第2回自由権規約委員会、2012年10月24日）」、査読無し、『京女法学』第4号、2013年、69-82頁。(機関レポジトリ: <http://repo.kyoto-wu.ac.jp/dspace/handle/11173/471>)

〔学会発表〕（計 3件）

前田 直子、「自由権規約委員会の成果と課題」、国際法学会第119年次（2016年度）研究大会、2016年9月10日（予定）、静岡県コンベンション・アーツセンター グランシップ（静岡県）

MAEDA, Naoko, "Reinforcement of Measures for the Execution of Judgments of the European Convention on Human Rights", International Symposium organized by the Grants for "Leading Graduate Schools" Program and "Excellent Graduate Schools" Program(Nagoya University), 1 February 2014, Nagoya University(Aichi prefecture)

前田 直子、「外国人の在留管理における「児童の権利条約」の適用可能性」、国際法学会第 116 年次(2013 年度)研究大会パネル分科会 B「日本の国内法過程における国際法の実施 - 国内判例の分析を通じて - 」、2013 年 10 月 14 日、静岡県コンベンション・アーツセンター グランシップ(静岡県)

研究者番号 : 80353514

(2)研究分担者  
なし

(3)連携研究者  
なし

〔図書〕(計 2 件)

前田 直子、「パイロット判決手続の適用によるキプロス紛争の一側面の処理 ゼニデス・アレスティス事件」、査読有り、戸波・北村・建石・小畑・江島(編集)『ヨーロッパ人権裁判所の判例』、信山社、近時刊行予定(校正中)

前田 直子、「継続的侵害に関する時間的管轄の法理 ブレッチチ事件(大法廷判決)」、査読有り、戸波・北村・建石・小畑・江島(編集)『ヨーロッパ人権裁判所の判例』、信山社、近時刊行予定(校正中)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称 :  
発明者 :  
権利者 :  
種類 :  
番号 :  
出願年月日 :  
国内外の別 :

取得状況(計 0 件)

名称 :  
発明者 :  
権利者 :  
種類 :  
番号 :  
取得年月日 :  
国内外の別 :

〔その他〕

ホームページ等

<http://gyouseki-db.kyoto-wu.ac.jp/Profiles/2/0000175/profile.html>

6. 研究組織

(1)研究代表者

前田 直子(MAEDA NAOKO)

京都女子大学・法学部・准教授